

児童の発達段階に応じた情報モラルの指導の在り方
～心・知恵を磨き、両面の高まりを目指して～

1	はじめに	2
2	研究テーマ	2
3	主題設定の理由	2
	(1) 時代の要請から	
	(2) 鹿児島県教育大綱から	
	(3) 「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」から	
	(4) 児童・保護者の実態から	
	① 平成27年度	
	② 平成28年度	
4	研究の仮説	6
5	研究組織	6
6	研究の実際	7
	(1) 研究主題について	
	① 指導内容	
	② 情報モラル教育全体計画	
	③ 情報モラルカリキュラム	
	(2) 各学級での取組	
	(3) 研究授業	
	(4) 警察とのT・T授業	
	(5) 大学生ネット指導者キャラバン事業	
	(6) 家庭との連携	
	① PTA重点項目	
	② PTA全体会	
	③ 週報や学級PTA, 学校便りでの啓発	
	④ 学校保健委員会	
	⑤ 錦江町家庭教育講演会の還元	
	≡ 携帯電話等の校内持込みについて	
7	研究の成果・課題と今後の課題について	13
8	終わりに	14

◇ 資料

※ 参考文献

- ・ 小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編 平成27年7月 文部科学省
- ・ 児童生徒の発達段階に応じた情報モラルの指導の在り方に関する研究
鹿児島県総合教育センター
教育出版
- ・ 日常の授業で学ぶ情報モラル 編集代表 中村祐治 文部科学省
- ・ 教育の情報化に関する手引 平成22年10月 学研
- ・ ソトイコ!
- ・ 鹿児島県総合教育センター指導資料 情報教育第133号
- ・ 安心インターネットライフ☆ガイド 財団法人マルチメディア振興センター

1 はじめに

情報モラル教育については、総合的な学習の時間等を中心に学習をしているが、本校ではこれまで発達段階に応じて体系的に取り組んでいるとは言えない。コンピューターや情報通信ネットワークなどの特性とその危険性を知るだけでなく、情報手段に慣れ親しみ道德性を高めつつ正しく活用するための的確な判断ができる力を身に付けさせるために、平成27年度から2年間にわたり情報モラル教育のあり方について研究することとした。

2 研究テーマ

児童の発達の段階に応じた情報モラルの指導の在り方
～心・知恵を磨き、両面の高まりを目指して～

3 主題設定の理由

(1) 時代の要請

情報社会の進展により、携帯電話やコンピューターなどを通じたインターネット利用の普及が急速に進み小学生まで広がっている。興味本位によりゲーム感覚で情報端末機器を操作する児童にとって、インターネット上の危険に対して無防備な状態にある。これからの次代を担う大人になっても、ネットワークの活用は情報社会で生きていくために必要な力である。また、同時に情報モラルの育成も急務であり、正しいコミュニケーション力を身に付け、ネットワーク社会で発生する様々な問題に対して、被害者や加害者にならないための指導が必要である。電子掲示板や危険なサイトに近づけないようにするなどの「～してはいけない」「～しなさい」等の対処療法的かつ安全指導的（知恵を磨く）な指導だけでなく、相手を思いやりたり約束やきまりを守り公德心を育んだりする等の（心を磨く）指導も合わせて行う必要がある。

(2) 鹿児島県教育大綱より

平成27年12月に出された鹿児島県教育大綱の基本方針ではまず最初に「(1) 時代を越えて変わらない価値のあるものの尊重」として、いわゆる「不易」の思いやる心や責任感、規範意識等、豊かな人間性を育むことが大切であると述べられている。また、2つ目には「(2) 社会の変化への確かつ柔軟に対応する能力の育成」が挙げられ、いわゆる「流行」の社会の変化に柔軟に対応する主体的な態度や「ICTを活用する能力を身に付けた人材の育成を目指す」と具体的にICT活用について記載されている。

この目標を達成するためには、長期的な展望に立ち小学校から発達段階を踏まえた系統的指導が必要である。

(3) 「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」から

「6 情報モラルと現代的な課題に関する指導」では、情報モラルに関する指導を充実させることとして、以下のように記述されている。

(1) 情報モラルに関する指導

ア 情報モラルと道徳の内容

情報モラルは情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度と捉えることができる。… 道徳科においては、第2に示す内容との関連を踏まえて、特に、情報社会の倫理、法の理解と順守といった内容を中心に扱うことが考えられる。

イ 情報モラルへの配慮と道徳科

道徳科は道徳的価値に関わる学習を行う特質があることを踏まえた上で、指導に際しては、情報モラルに関わる題材を生かして話し合いを深めたり、コンピューターによる疑似体験を授業の一部に取り入れたりするなど、創意ある多様な工夫が生み出されることが期待される。…その際、問題の根底にある他者への共感や思いやり、法やきまりのもつ意味などについて、児童が考えを深めることができるようにすることが重要になる。

気を付けたいのは、主題を達成させるための教材の素材が情報ということで、素材を資料として、内容項目のねらいに迫るようにしなければならない。

(4) 児童・保護者の実態

① 平成27年度 **(資料1)**

インターネット利用等についての実態を把握するために校内研修組織「実践班」が先行事例を基に研究を深めた。様々な情報を集め項目を検討していくと、鹿児島県教育委員会「平成27年度インターネット利用等に関する調査」項目にある程度集約されているという結論になった。複数のアンケートを実施するよりもまとめて1回で形にしていこうという考えもあり、このアンケートに7項目のアンケートを追加して、本校独自のアンケートとした。追加した項目は、インターネット利用上のトラブルの際に誰かに相談したかや、SNSサイトの利用について等である。

【児童アンケート】 (11月実施・全児童176名)

- ア インターネット接続機器の所持率(家族共用も含め)…76%
- イ 自分専用の携帯電話・スマートフォン所持者…20%
- ウ その中で、フィルタリング未設定者率…36%
- エ 家庭内のルール設定率…39%
- オ 学校以外でのインターネット利用(分母はインターネット利用者数)
 - 第1位 ゲーム 77名/110名
 - 第2位 音楽・動画等閲覧 55名/110名
 - 第3位 学習活動 47名/110名
- カ インターネット利用上でのトラブル 2名 (内:相談した1名)
- キ SNSサイトを利用したことがある人数 36名
- ク 1日のインターネット平均利用時間(土日・祝日を除く)

時間	使っていない	30分未満	30分~1時間	1時間~2時間	2時間~3時間	3時間~4時間	4時間~5時間	5時間以上
人数	89	39	24	10	2	1	2	0

【保護者アンケート】

情報モラル教育の推進にあたっては、保護者の関わりや指導が重要である。そこで、保護者の意識や子どもの実態についてどのくらい把握しているかを調べるために、保護者（長子）にほぼ同じアンケートを実施した。回答率は87%であったが、児童の数値と大きくズレているところも多いことが分かった。このズレが保護者へ啓発していきながら協力をいただく点になろうかという議論にもなった。

また、付け加えた項目は「お子さんがインターネット等を使う上で心配なこと、不安なことがあればお書きください。」と「インターネットや携帯電話等とのつきあい方について、学校での指導は必要だと思われますか。」を挿入した。

【学校での指導の必要性について】

項 目	保護者人数
積極的な指導が必要	22
必要最低限でよい	20
家庭で指導すべきである	6
その他	0

※ 記入漏れ等のため合計人数と合致しない。

意見等より

- ・ 所持していないし使うことがほとんどないので、今は心配はない。ただ、所持していなくても親が使っているのを勝手に触れないように伝えてはあるが、今後友達の所持率が増えていった時、または、高校生になったとき、無知すぎるのも問題があると思うので、インターネットやサイト等の恐ろしさ等話していきたいと思う。
- ・ 周りの友達が持つようになった時に我が子もほしがらるようになるんだろうなあと思うと、料金のことや使用のマナー面など気になります。
- ・ まだ小学生のうちには親の目が行き届く範囲で過ごしているので様子をうかがえるが、中・高校生になってからのネット社会のことを考えると心配なニュースも聞くので怖い。
- ・ まだ学校の授業以外で使ったことはないが、親の知らない人とSNSで繋がることから、犯罪に巻き込まれるのは怖い。しかし、親が仕事関係で知らない人とSNSで繋がることから仕事が生まれることもあり、自分がしていることを子供にはしないようにと、明確な理由を話し説教できるかどうか悩む部分もある。
- ・ 友達が親のスマホでゲームをしたりすることを聞き、自分もしたいとしつこく言うことがある。させないのが悪いのか…？みたいになってきて、なんかおかしい。
- ・ 学年が上がるにつれ個人でスマホなど所有する子は増えてくると思います。我が子は高校生くらいからで十分と思っていますが、まわりが持っていて自分だけない…という状態になると友達関係にも影が出てきてしまう現状に不安を感じます。

② 平成28年度

10月に実施した児童用アンケートと昨年度の児童用アンケート、そして、本年度の本県の結果をまとめた。

1			H 2 7	H 2 8	本 県 (H28)
	接続機器の所持	自分専用	5 1 . 1	4 6 . 5	4 3 . 4
		家族共用	2 5 . 0	3 5 . 6	4 0 . 8
2	携帯電話の所持	従来型	1 5 . 9	2 1 . 8	1 7 . 3
		スマートフォン	4 . 5	1 1 . 4	6 . 7
3	自分専用の携帯電話所持者のフィルタリング		6 3 . 8	2 7 . 5	4 6 . 4
4	家族共用の携帯電話所持者のフィルタリング		3 0 . 1	5 . 3	2 2 . 2
5	家庭内ルール	携帯電話利用時	3 8 . 6	/	7 9 . 8 (H27)
		※斜線は調査項目の変更のため インターネット 接続機器利用時			5 6 . 3
6	最も長い時間利用している内容	ゲーム	3 7 . 2	4 1 . 1	3 1 . 9
		音楽、画像、動画の閲覧	1 8 . 1	3 0 . 3	2 7 . 6
		学習活動	1 7 . 2	2 1 . 5	1 1 . 8
7	平日の平均利用時間	使っていない	5 0 . 5	4 8 . 2	3 1 . 0
		30分未満	2 2 . 1	1 6 . 0	2 7 . 1
		30～1時間	1 3 . 6	2 0 . 1	1 9 . 6
		1時間～2時間	5 . 6	5 . 7	1 0 . 2
		2時間～3時間	1 . 1	1 . 7	3 . 4
		3時間～4時間	0 . 5	0	1 . 3
		4時間～5時間	1 . 1	0 . 5	0 . 7
		5時間以上	0	0 . 5	0 . 8
		未回答	5 . 1	6 . 8	5 . 9
8	インターネット利用上のトラブル		0 . 5 (1名)	7 . 4 (13名)	3 . 5
	自分の個人情報や写真を勝手に流されたり悪用されたりした。		<ul style="list-style-type: none"> ・誰が送ったかわからないメールやチェーンメールなどの迷惑メールが増えた。4名 ・SNS サイトやゲームサイト等で知り合った人と会ったことがある。3名 ・アプリ等でのグループから仲間外れにされたりいやな思いをしたりしたことがある。2名 ・サイトを利用して多額の料金を請求されて困ったことがある。1名 ・他人からしつこいメールが送られたり、つきまとまれたりした。1名 ・その他2名 		
9	インターネットを利用して感じていること	インターネットを長時間利用していると感じている	9 . 6	1 5 . 5	1 1 . 6
		サイトの利用やメッセージのやりとりで睡眠不足になったりしたことがある。	0 . 5	8 . 6	2 . 6
		サイトの利用やメッセージのやりとりで勉強に集中できないことがある。	1 . 1	8 . 0	2 . 9
		寝るために布団に入っても、携帯電話やインターネット機	1 . 7	1 . 7	2 . 2

	器を手放せない。 インターネットの利用を制限されると、イライラしたり落ち着かなかったりすることがある。	1. 7	4. 5	4. 2
--	--	------	------	------

(分析)

本校の実態として、携帯電話の所持率は県平均よりも高くなっている。そして、フィルタリングについては、自分専用の携帯電話は県より低く、特に、家族共用については、県の4/1となっている。調べるとこれはフィルタリングをしているかどうか知らない児童が多かったことで低くなっていた。予想の範囲であるが、保護者は普通に利用している携帯電話なので、フィルタリングをしていないのが多いのではないかと思う。

インターネット利用時の家庭内のルールも10%以上低い。本年度は実施していないが、昨年度同じアンケートを保護者へも実施した。そこで、児童と保護者の意識のズレが大きかったのが、この家庭内ルールであった。保護者はルールは決めているつもりでも、児童は守らないといけないう意識まで高まっていないのではないかと危惧される。

インターネット利用時のトラブルも昨年度の1名から13名と激増している。主に高学年であったが、そのようになった原因やもしそのようなことが起きた後にどのような行動をとればよいのかも具体的に指導していかねばならないこと等喫緊の課題であることが分かった。

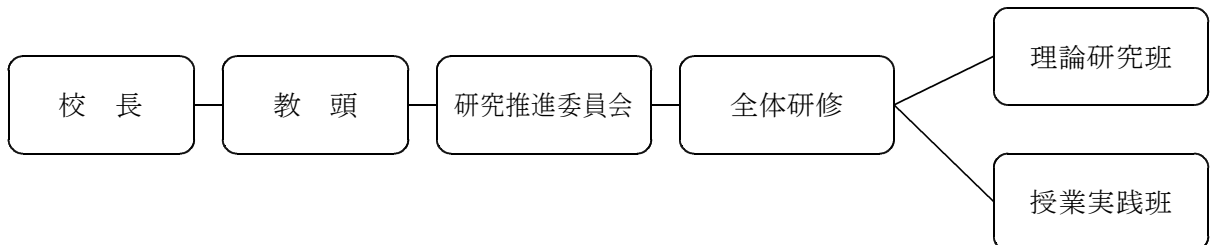
4 研究の仮説

以上の点から、研究の仮説を次のように設定した。

仮説1
学校の教育活動全体で、心を磨く領域と知恵を磨く領域の学習を行うことで、情報モラルを確実に身に付けることができるのではないか。

仮説2
保護者の意識を高め情報モラルへの理解を促進していくことで、保護者と連携して指導していくことができるのではないか。

5 研究組織



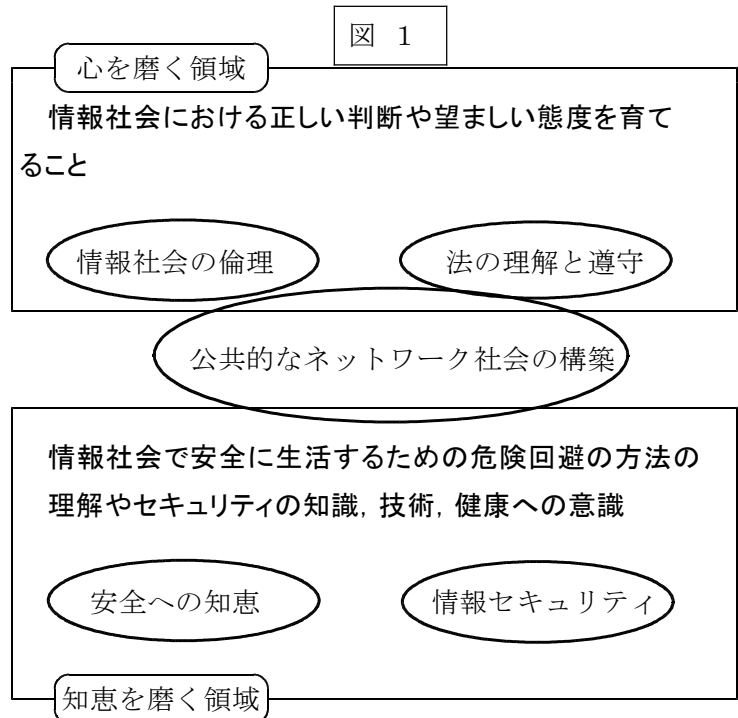
6 研究の実際

(1) 研究主題について

① 指導内容

情報モラルについてどのような指導内容があるのかを研修係を中心に先行研究を調べて全職員で共通理解することから始めた。右の図1のように、相手を思いやり、自分の行動に責任をもつモラルの側面としての「心を磨く領域」と、ネットワークから身を守り安全に利用するための情報安全教育の側面としての「知恵を磨く領域」があることが明らかになった。

そこで本校では、この二つの側面を相互に組み合わせて、体系的な指導内容を設定した。**(資料2)**



② 情報モラル教育全体計画

理論研究をもとに、本校の情報モラル教育全体計画を作成した。**(資料3)**

③ 情報モラルカリキュラム

校内研究組織の「理論班」により提案があった「情報モラル指導カリキュラム表（情報モラル等指導サポート事業より）」を参照しながら、各学年ごとの指導カリキュラム表を作成した。自校化するに当たり、全職員で情報モラルについて研修を深め、従来の授業の中に情報モラルの視点をもった学習活動を取り入れるという考え方も共通理解することができた。

下の図2は第4学年の表であるが、朝や帰りの会で日常の具体例から指導していくように計画している。また、教科内容に情報モラルの内容を加味して指導するようにしている。**(資料4)**

図 2 第4学年 情報モラル教育 関連単元(題材)一覧表

月	道徳	実施区分	
		教科	総合/学級活動
4月		□ (音楽) 明るい歌声をひびかせよう 情・b2-1 自分の情報や他人の情報を大切に	□ (朝・帰りの会/学級PTA) 安・e2-2 個人の情報は、他人にもらさない
5月	□ オチャんルール 情・a2-1 相手への影響を考えて行動する	□ (国語) 新聞を作ろう 情・b2-1 自分の情報や他人の情報を大切に □ (社会) 事件・事故からくらしを守る 安・d2-1 危険に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	□ (総合) パソコンに慣れよう 情・b2-1 自分の情報や他人の情報を大切に
6月	□ 雨のバス停りゆう所で 情・a2-1 相手への影響を考えて行動する	□ (体育) 育ちゆく体とわたし 安・f2-1 健康のために利用時間を決め守る	□ (総合) パソコンに慣れよう む・e2-1 認証の重要性を理解し、正しく利用できる
7月		□ (理科) わたしの研究 安・d2-2 不審な情報に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	□ (学級活動/学級PTA) 夏休みの過ごし方 安・d2-1 危険に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する
9月		□ (国語) たれもが関わり合えるように 情・a2-1 相手への影響を考えて行動する	□ (朝・帰りの会/学級PTA) 安・e2-2 個人の情報は、他人にもらさない

➤ 各学級での取組の記録

指導カリキュラムに基づいて各学級で児童へ指導を継続しているが、記録に残す意味と来年度以降の授業の資料に残す意味でワンペーパーの実践記録の様式を検討した。詳細な様式だと時間もかかり手間取るので、なるべく簡潔にすることで共通理解を図り実践してきている。他学年の取組は**（資料5）**に記載している。

～情報モラル教育実践集③～

実施日	平成27年9月4日（金）	図 3
指導学年	第4学年	
指導者	教師	
教科名	学級活動	
指導項目	1 情報社会の倫理。 b 2-1 自分の情報や他人の情報を大切にする。	
指導内容。 【授業の流れ】	1 東京オリンピックのエンブレムを見せ、今、どんなことが話題になっているか尋ねる。 2 エンブレムがなぜ取り下げられたのか経緯を説明する。 3 著作権の説明を簡単にし、身の周りの実生活につなげて生活していくように話した。	
指導資料	東京オリンピックのエンブレムの写真	
子どもの感想など。 【資料添付可】	特になし	
成果と課題。	・家で新聞やテレビのニュースに目を向けるようになった子どもがいた。	

(3) 研究授業

平成28年度は3回の研究授業を設定して、これまでの取組の検証や授業の在り方について研究を深めてきた。

【1回目 6月】第2学年 道徳 主題名「心をつなぐありがとう」

道徳指導内容 … 2-1・気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作など
情報モラル指導内容…情報社会の倫理 A-2 相手への影響を考えて行動する。

【2回目 10月】第5学年 学級活動 題材「ネットゲームに夢中になると…」

学級活動指導内容 … ➤ イ 基本的な生活習慣の形成
情報モラル指導内容…安全への知恵 F-2 4 健康を害するような行動を自制する。

【3回目 1月】第4学年 総合的な学習の時間 単元名「ふるさと鹿児島、大発見」

情報モラル指導内容…安全への知恵 E-1 8 情報には誤ったものもあることに気付く。

情報社会の倫理 B-5 自分の情報や他人の情報を大切にする。

公共的なネットワーク社会の構築

I-2 9 協力し合ってネットワークを使う。

《第2学年 研究授業の成果と課題》

【成果】

- ・ 低学年のうちから、いろいろな教科で情報モラルにふれさせるために、道徳の指導内容「2-（1）礼儀」との関連させることで一定の成果があった。
- ・ 人のいやがるようなことを言うてしまうことから、情報モラルと関連させ、今後の日常生活において気を付けていこうという意識がもてた。
- ・ 情報モラルの視点を挿入した指導案を作成することができた。

- ・ 「ふわふわ言葉」については、事後指導を継続した。

【課題】

- ・ 情報モラルの指導内容「情報社会の倫理 A-2 相手への影響を考えて行動する」のねらいが十分達成されるには道徳の授業においてはやや無理がある。
- ・ 低学年では、特に児童によって情報化の環境に差が大きく、スマホのラインによる言葉の影響を理解できない児童が多い。

《第5学年 研究授業の成果と課題》

【成果】

- ・ 学級活動「(2)日常生活や学習への適応及び健康安全 イ基本的な生活習慣の形成」で情報モラルにふれさせるために、教材「情報モラル教育推進事業 安全なインターネットの使い方を考える」と関連させることで一定の成果が見られた。
- ・ 導入のDVDは、ねらいを焦点化させるためにも有効であった。
- ・ 情報モラルの指導内容「安全や健康を害する行動を抑制できる f3-1健康を害する行動を抑制する」のねらいがゲーム依存の見られる児童の意見・感想から一定の達成が見られた。
- ・ 数種類の付箋を活用した学習方法はよかった。グループ活動でもう少し時間がほしかった。

【課題】

- ・ 高学年になり、児童の情報化の環境は大きくICT機器の所有率の増加やインターネットの利用の増加等が上げられるが、一方、児童によるリテラシーの差が大きく、ネット依存の理解にはどうしても差が大きいため、指導の難しさがあった。
- ・ ネット社会は複雑であり、ゲーム依存の見られる児童には今後、ペアレンタルコントロールなどの設定をするためにも保護者への啓発をしながら個別の指導が必要であり教育活動のさまざまな機会をみて、指導を繰り返す必要がある。

《第4学年 研究授業の成果と課題》

【成果】

- ・ 総合的な学習の時間「ふるさと鹿児島、大発見」でインターネットで情報選択をする上で、その情報の全てが正しいとは限らないことをグループ内で確認しながら県内の特産物について調べる様子が見られた。
- ・ 情報モラルの指導内容「情報を正しく安全に利用することに努める e-2-1情報には誤ったものもあることに気付く」のねらいが「ホームページ チェック表」を掲示して活用することで、ねらいを焦点化させるためにも有効であった。

【課題】

- ・ 児童のリテラシーの実態は個人差が大きいため、個別的な配慮が必要であり、指導の難しさがあった。
- ・ 教科でパソコンを使用する際は、リテラシーは指導しやすいが、情報モラルは取り上げ指導の方がより効果的な内容もあるのではないかと。



【2年生の授業風景】



【5年生の授業風景】



【4年生の授業風景】

(4) 警察とのT・T授業

錦江警察署と連携して6年生にインターネットの危険性についての授業を実施した。事前にインターネット利用等についての6年生の実態等について担任と打合せをして授業に臨んだ。当日は3名の署員の方にお越しいただき、身近な日常生活で起こりそうな場面の〇×クイズにより児童に考えさせてから、ICT機器を活用しながら児童に分かりやすく説明していただいた。児童は法律にも違反するからやってはいけないことだと改めて学習していた。



【法に基づく説明を聞く児童】

⇒ 大学生ネット指導者キャラバン事業

県教育委員会が主催する標記の授業の案内が町教育委員会からあり、6年生が授業を行うことで、県教育委員会の指導主事と数回打合せを実施した。資料等は直接メールで送られてくることもあり、担任へはその都度連絡・助言等を行ってきた。また、最後の細かいところの打合せを担当と直接県教育委員会の指導主事と連絡できるように調整を行った。



【グループでの話し合い】

授業は、まず担任が事前のアンケート集約から6年生全体の課題をとらえさせて、めあて「ネットトラブルにあわないために、どんなことに気が付いたらよいだらう。」を設定した。次に、調べる過程では一人調べからペア学習、そして、付箋を活用したグループ学習での話し合いに入った。この過程で大学生2名が各グループを巡回しながら、助言等を行っていた。最後のまとめでは、児童から出された意見を集約した。大学生からもこれまでの実体験や友人等からの情報等を紹介しながら、身近な先輩という立場で助言等を行った。 **(資料6)**

⇨ 家庭との連携

① P T A重点項目

平成27年度のP T A総会に向けて、実行委員会や常任委員会で本年度の努力点や重点事項等について協議を行ってきた。本年度から本校が県教育委員会の情報モラル教育の指定を受けたこともあり、情報モラル教育の内容を挿入してP T Aとして連携して取り組めるよう提案した。内容を「携帯電話やパソコンなどを通じたインターネット利用の家庭内ルールづくり」として、フィルタリングを含め、家庭内でルールをつくらせていただけるよう重点事項の一つ目とした。



平成28年度もP T A総会に向けて、実行委員会や常任委員会で本年度の努力点や重点事項等について協議を行ってきた。昨年度の内容は「携帯電話やパソコンなどを通じたインターネット利用の家庭内ルールづくり」であったが、本年度は後半を「家庭内ルールの順守」に変更し、具体的に理解できるように、「守ります！9時オフ」(大隅地域P T A連絡会提唱)も挿入した。P T A総会当日は、P T A会長からこの重点事項について経緯等から説明していただき、保護者からも同意を得て了承された。

② P T A全体会(6月14日)

本校では6月の日曜参観時にP T Aの全体会を行っている。時間は50分程度であるが、校長の学校経営の説明や養護教諭からの保健面の講話等を行ってきている。平成27年度は、保護者向けの携帯安全教室を計画して、校区の携帯電話サービス店の方に講話をお願いした。ニュース等で携帯電話等のトラブルについての報道はよく見聞きするが、直接話を聞くことはあまりないということもあり熱心に聞く姿が印象的だった。



【講話の1コマ】

③ 週報や学級P T A, 学校便りでの啓発

「実践班」の取組の1つに、学級担任が発行する週報の裏面に情報モラル教育啓発資料を継続して意識を高めることが話し合われた。掲載する資料は無料月間情報誌『ソトイコ!』のA4サイズ1枚の「小学生のメディアとのつきあい方」である。最新の情報モラル教育の資料で

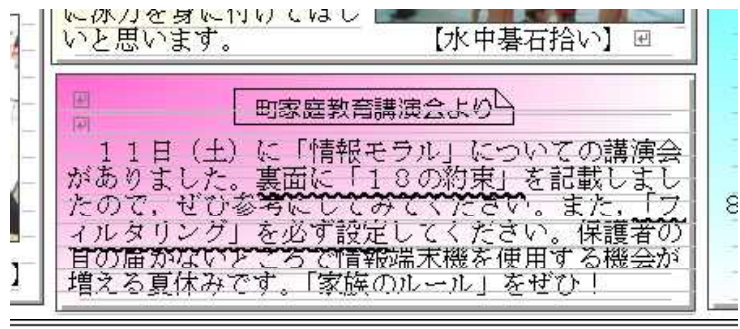
あり、保護者向けに表やグラフを活用して分かりやすく記述されている利点があった。学校での活用については、学研へ連絡して許可を得て印刷・配布している。

また、2学期末のPTA資料の1つに「心のスキ チェックシート」と「保護者と子どもと一緒に誓う 7つの約束」を入れて保護者の意識を高める手立てとした。

④ 学校便りでの啓発

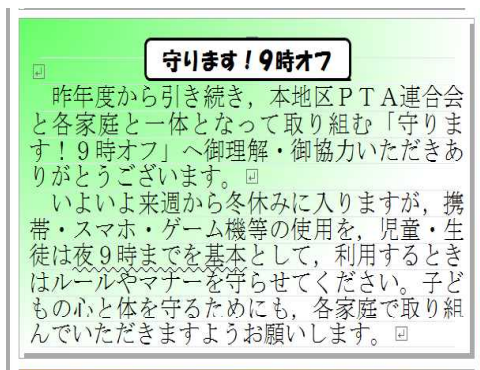
毎月発行する学校便りに後述の家庭教育講演会の内容の紹介と合わせて、フィルタリングの設定の依頼を記載した。また、講話の中で紹介されて「18の約束」等を裏面に印刷して配布した。「18の約束」はマサチューセッツ州のある母親が13歳の息子にスマートフォンを与える際に約束した18と本校校長より指導していただいた「自分の子の友達にも、約束があることを知らせる」の全19項目である。

平成27年度から保護者だけでなく、大根占小学校校区内の地域回覧板に入れていただき、校区内の方にも読んでいただき本校の取組を理解していただいている。

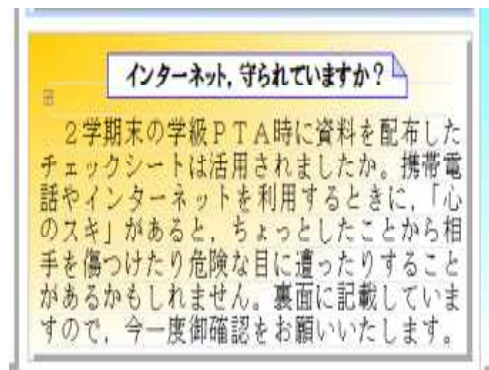


【学校便り 7月号】

平成28年度は「守ります! 9時オフ」を12月に、ルールへの順守については2月に発行した学校便りに記載することで、校区全体の情報モラル教育の意識の高揚を図られればと期待している。



【十二月号】



【二月号】

④ 学校保健委員会



【映像も交えながらの講演】

平成28年度第1回学校保健委員会では、全保護者を対象とした情報モラル教育の講演会を企画した。指導者には、錦江町教育委員会指導主事の高見憲次先生を招聘した。高見先生は、情報教育や情報モラル教育に精通しており、保護者の方にも分かりやすい言葉で丁寧な講話をしていただいた。

以下、保護者の感想をいくつか記載する。

- ・ 将来的に子どもがスマホ等を持ったときに、正しい使い方を教えられるよう親としてきちんと知識を身に付けようと思います。
- ・ 実際家でもタブレットでの「Y o u T u b e」などの閲覧について悩んでいたのも、フィルタリングのことなどもっと親が勉強して取り組んでいかないとと思います。
- ・ 長男、二男とたくさん会話をしながら、スマホ・メディアと付き合い合っていたらと思います。
- ・ 子どもの反発や親に口答えすることが増えたのが、ゲームの使用時間が長く依存するのが原因ではなかったかと気づきました。少し教育放棄していました。
- ・ 子どものルールを決める前に親も気を付けてメディアの利用をしたいと思います。
- ・ 親の私たちが携帯ゲームなどをして会話する時間を減らしているなあと反省しました。講演を聞いて今後の我が家でのルール！コミュニケーションを大切にしていきたいと思いました。
- ・ ビデオに出てくる場面で、我が家も…と思う場面もあり「ドキッ」としたのもありました。
- ・ 親と子のメディアの話し合いはすごく大切だと思いました。これから先、ずっとメディアとの付き合いなのでしっかりと考えていこうと思いました。

⑤ 錦江町家庭教育講演会（7月11日）の還元レジュメ

本町では町教育委員会主催の標記の講演会を開催している。NPO法人ネットポリス鹿児島理事長の戸高成人さんを講師に「情報化社会におけるネグレクト現象化～なぜ子どもたちは正しく情報端末を使えないのか～」の講演を拝聴した。レジュメを作成して校内研修の時に全職員へ配付した。**（資料7）**

⑥ 携帯電話等の校内持込みについて

平成27年度、保護者から学校へ携帯電話（キッズ携帯）を持たせてもよいかという問い合わせがあった。また、昨年度、担任には内緒で携帯電話を持ってきている子もいるらしいという保護者間の情報もあり、校長が地域等の実態も含め総合的に考慮して条件付きで認める判断をされた。それを受けて、「携帯電話等の持込み申請書」の作成した。

まず、しっかりとした申請理由があること、次に、登校したら担任か職員室の職員へ手渡すこととして、校内では一切の使用を禁止した。平成28年度は、9名の児童の持込みを認めているが、何らトラブルは発生していない。**（資料8）**

7 研究の成果・課題と今後の課題について

- 本校の児童実態アンケートを実施して、インターネット接続機器の所持率の高さと学校以外でのインターネット利用の7割がゲーム利用という事実には驚くとともに、喫緊の課題として情報モラル教育が必要であることを全職員が共通理解することができた。
- 従来の授業の中に情報モラル教育の視点をもった学習活動を展開していけばよいことを全職員が共通理解して実践してきている。今後も校内研修等で議論して、実践を積み重ねていかせたい。
- 児童はネットトラブルについての理解や情報についてのモラル等を理解しつつあり、情報を正しく活用することの大切さを感じている。
- P T Aの重点項目に情報モラル教育の内容を組み込んで、学級P T Aや学校保健委員会等で機会あるごとに意識付けることができた。今後も各家庭でインターネットの利用や携帯電話等の使

い方のルールづくりを親子で考える機会の必要性を伝えていきたい。

△ 保護者アンケートから、情報モラル教育について意識の高い保護者やこれからの使用等に不安を感じている保護者も多い反面、フィルタリングの未設定や家庭内のルールがない家庭も多い。

△ 学校便りで全家庭や地域に啓発を行ったが、単発で終わってしまった。継続して呼びかけていくとともに、各家庭でインターネットの利用や携帯電話等の使い方のルールづくりを親子で考える機会の必要性を伝えていきたい。

8 終わりに

携帯電話や情報機器等は日々進化している。その進化に柔軟に対応していけるよう情報収集を行い、対策方法を検討していくことも大切ではあるが、情報モラル教育を特別な内容と意識しないで、日常のありえる場面の一つとして児童と一緒にモラルについて考えていく授業が必要であると感じている。

情報モラル教育において重要なことは、情報社会やネットワークの特性とその危険を知ることだけがねらいではなく、ネットワークを通じて他人と社会とよりよい関係が築けるように自分自身で正しく活用するために的確な判断ができる力を身に付けさせることである。

本校児童がその力を身に付けることができるように、全職員が一丸となって情報モラル教育の充実に向けて実践を継続していきたい。